

# 伊根町こども計画

(案)



令和7年12月



## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨・背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	4
4. 計画の期間 .....	4
5. 策定過程 .....	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状 .....	6
1. 統計による伊根町の状況 .....	6
2. アンケート調査から見る現状 .....	9
第3章 こども計画の方向性 .....	16
1. 基本理念 .....	16
2. 基本的な視点 .....	17
3. 基本目標 .....	18
4. 施策の体系 .....	19
第4章 具体的な施策 .....	20
1. 施策の展開 .....	20
2. 成果目標一覧 .....	31
第5章 計画の推進に向けて .....	32
1. 庁内および関係機関・団体との推進体制 .....	32
2. 住民への情報の公開 .....	32
3. 計画の点検・評価 .....	32
資料編 .....	33
1. こども大綱について .....	33
2. こども大綱と本町における取組 .....	34



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

我が国では少子化が急速に進行しており、令和6年の合計特殊出生率は1.15となっています。また、京都府においても1.05と、いずれも人口の維持に必要とされる水準（人口置換水準：概ね2.07）を大きく下回っており、社会の持続性に関する重要な課題となっています。

加えて、近年では家庭や地域のつながりの希薄化、子どもの貧困、虐待、不登校、若者の孤立といった、子ども・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化しています。そのため、子ども・若者の権利を尊重し、誰もが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組が必要です。

このような状況を踏まえ、国では令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、同年12月にはその理念を具体化する「子ども大綱」が閣議決定されました。これにより、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が基本方針として示され、地方自治体においても子ども施策の総合的・計画的な推進が求められています。

伊根町においても、これまで地域の実情やニーズを踏まえ、「伊根町子ども・子育て支援事業計画」を策定して定期的に見直すとともに、子育て支援施策を計画的に実施してきました。

このたび策定する「伊根町子ども計画」（以下「本計画」という。）は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とし、「子ども基本法」の理念に基づき、伊根町における子ども施策を総合的に推進するためのものです。

また、本計画は「第6次伊根町総合計画」を上位計画とし、「第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画」と連動しつつ、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、および「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」を包含する形で策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関する計画を含むものとします。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」

#### ■ 関係法令(こども基本法)抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### (2) こども基本法の概要

#### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### (3)各種計画等との関係

本計画は、本町の最上位計画である「伊根町総合計画」をはじめとした上位計画や、各関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」や京都府の「京都府こども計画」を踏まえて策定します。

#### ■上位・関連計画との関係

第6次伊根町総合計画（後期基本計画 R7～R11）

第3期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画（R7～R11）

第3期伊根町子ども・子育て  
支援事業計画（R7～R11）

伊根町こども計画

（R8～R11）

子どもの貧困対策推進計画

子ども・若者計画

京都府こども計画

こども大綱

### 3. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合と、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者とします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

#### ■「こども基本法」抜粋

##### （定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

#### ■「こども大綱」抜粋

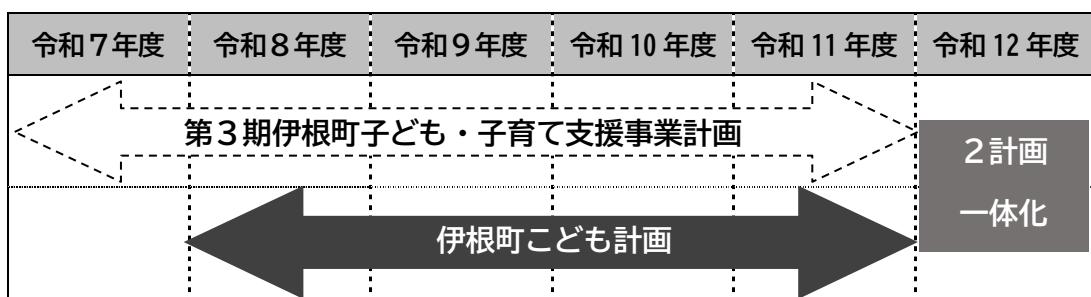
こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの4か年とします。

#### ■計画の期間



## 5. 策定過程

### (1) アンケート調査の実施

項目	児童・生徒	保護者
調査対象者	町内在住の小学4年生から中学3年生	町内在住の小学4年生から中学3年生の保護者
調査期間	令和7年2月7日～28日	令和7年2月7日～28日
調査方法	紙調査票またはWEB回答方式	紙調査票またはWEB回答方式
配布数	74票	74票
有効回収数	21票	21票
有効回収率	28.4%	28.4%

項目	若者	こども・子育てに関するニーズ調査
調査対象者	町内在住の16歳～39歳の方 (無作為抽出)	就学前児童と 小学校6年生までの小学生の保護者
調査期間	令和7年2月7日～28日	令和6年2月
調査方法	紙調査票またはWEB回答方式	
配布数	260票	就学前児童:58票 小学生:53票
有効回収数	88票	就学前児童:41票 小学生:35票
有効回収率	33.8%	就学前児童:70.7% 小学生:66.0%

### (2) 子ども・子育て会議の開催

各分野の代表者、関係機関や住民等で構成される「子ども・子育て会議」を開催し、伊根町の現状や課題、今後の取組等を協議し、計画素案等を審議の上、計画の策定を行います。

### (3) パブリックコメントの実施

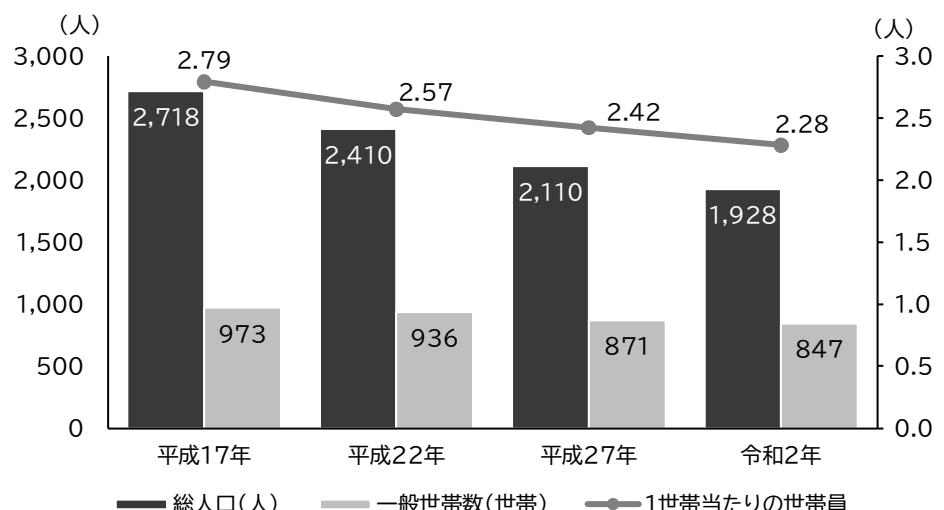
計画の策定にあたって計画案を公表し、住民の意見や考えを聞くため、令和7年12月22日から令和8年1月16日にパブリックコメントを実施します。

# 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

## 1. 統計による伊根町の状況

### (1) 総人口と世帯数の推移

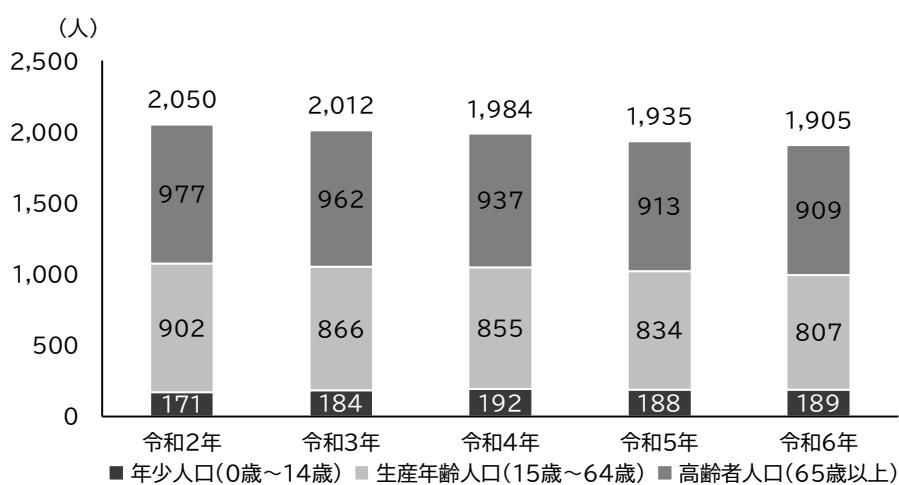
本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年には2,000人を切り、1,928人となっています。1世帯当たりの世帯員も減少傾向にあります。



資料:国勢調査・第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画

### (2) 人口構成の推移

本町の年少人口は令和4年にかけて増加しましたが、その後減少に転じています。生産年齢人口と高齢者人口はともに減少傾向で推移しています。



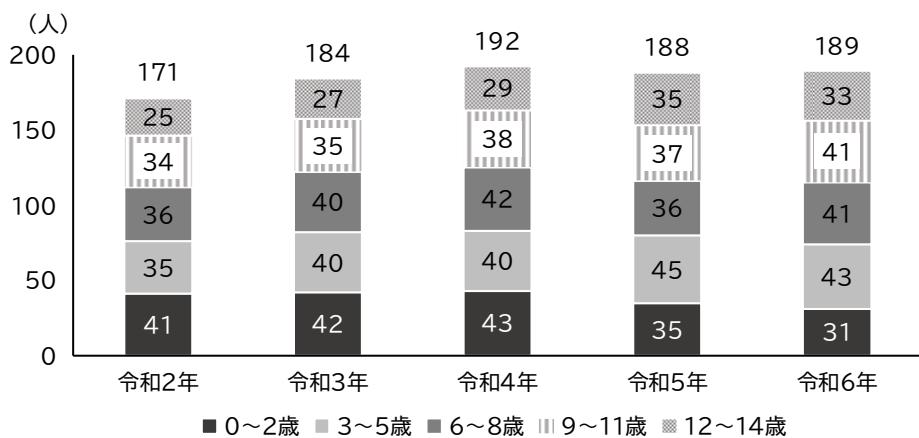
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

### (3) 子どもの人口の動向

児童数(0~14歳)は、令和6年4月1日時点では189人となっており、令和2年から令和6年にかけて増減を繰り返しながら推移しています。

年齢区分別にみると「0~2歳」は令和5年から減少傾向にあるのに対し、「12~14歳」は令和2年から令和5年にかけて増加傾向にあります。

■町の児童数(0~14歳)の推移(年齢区分別)

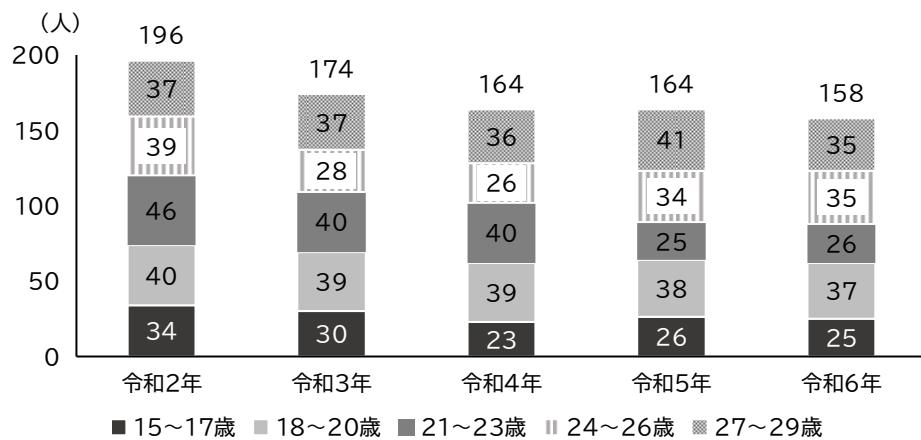


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

若者数(15~29歳)は、令和6年4月1日時点では158人となっており、令和4年から令和6年にかけて減少傾向となっています。

年齢区分別にみると令和2年~令和6年にかけて、「21~23歳」は20人減少しており、他の年齢区分と比べて5年間の差が大きくなっています。

■町の若者数(15~29歳)の推移(年齢区分別)



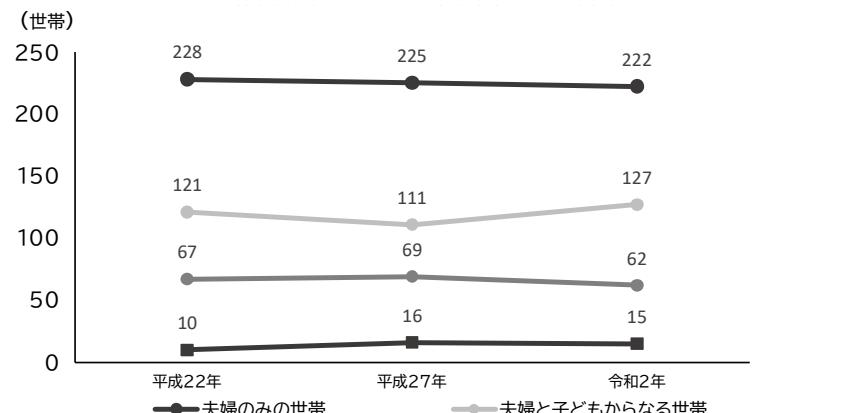
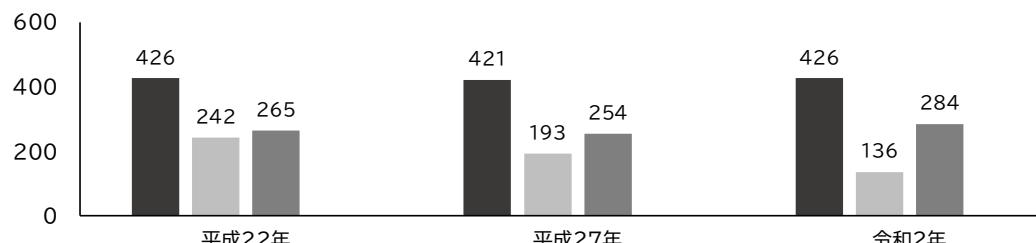
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

## (4)世帯の状況

一般世帯の状況をみると、その他親族世帯が減少傾向にあり、核家族世帯、単独世帯は増減を繰り返しています。

また、核家族世帯の内訳を見ると、夫婦のみの世帯は減少傾向で推移しています。一方で夫婦と子どもからなる世帯は一度減少したものの、直近では緩やかな増加傾向にあります。

(世帯)



単位:人／世帯

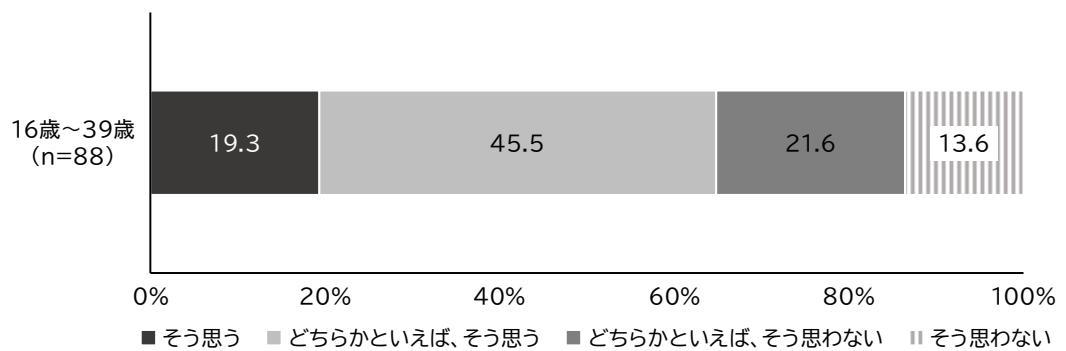
区分	平成22年	平成27年	令和2年		
			全体	6歳未満のいる世帯	18歳未満のいる世帯
一般世帯数	936	871	847	49	109
核家族世帯	426	421	426	35	66
夫婦のみの世帯	228	225	222	0	0
夫婦と子どもからなる世帯	121	111	127	35	62
男親と子どもからなる世帯	10	16	15	0	0
女親と子どもからなる世帯	67	69	62	0	4
その他の親族世帯	242	193	136	14	43
単独世帯	265	254	284	0	0
構成比率	100	100	100	100	100
核家族世帯	45.5	48.3	50.3	71.4	60.6
夫婦のみの世帯	24.4	25.8	26.2	0.0	0.0
夫婦と子どもからなる世帯	12.9	12.7	15.0	71.4	56.9
男親と子どもからなる世帯	1.07	1.84	1.77	0.00	0.00
女親と子どもからなる世帯	7.16	7.92	7.32	0.00	3.67
その他の親族世帯	25.9	22.2	16.1	28.6	39.4
単独世帯	28.3	29.2	33.5	0.0	0.0

資料:国勢調査 各年10月現在

## 2. アンケート調査から見る現状

### (1)自身について

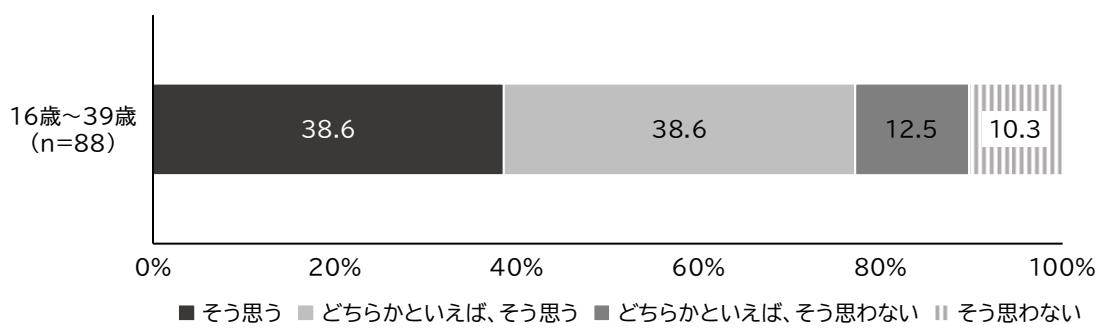
町内の16歳～39歳の方に「今の自分が好きかどうか」聞いたところ、全体では「どちらかといえば、そう思う」が45.5%最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」が21.6%、「そう思う」が19.3%となっています。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

### (2)幸福度について

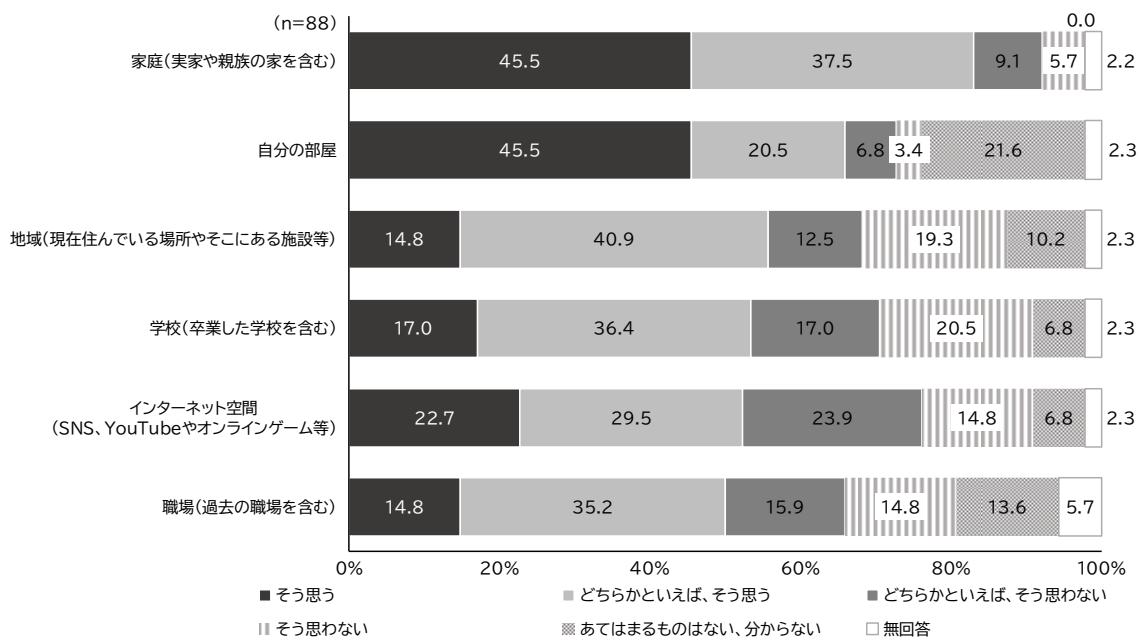
町内の16歳～39歳の方に「自分は、今、幸せだと感じるかどうか」聞いたところ、全体では「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」がともに38.6%最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」が12.5%、「そう思わない」が10.3%となっています。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

### (3)居場所について

町内の 16 歳～39 歳の方にそれぞれの選択肢が「居場所になっていると思うか」聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計が高くなっているのは、「家庭（実家や親族の家を含む）」で、約8割となっています。また、「自分の部屋」は 66.0%、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設等）」は 55.7%となっています。

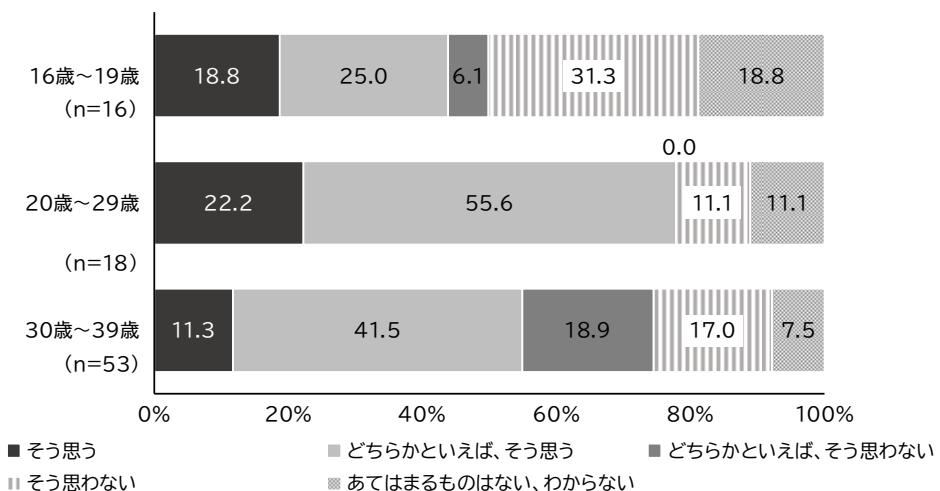


資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

また、「地域」と「インターネット空間」は、年齢による回答差が特に大きくなっています。

#### ① 地域

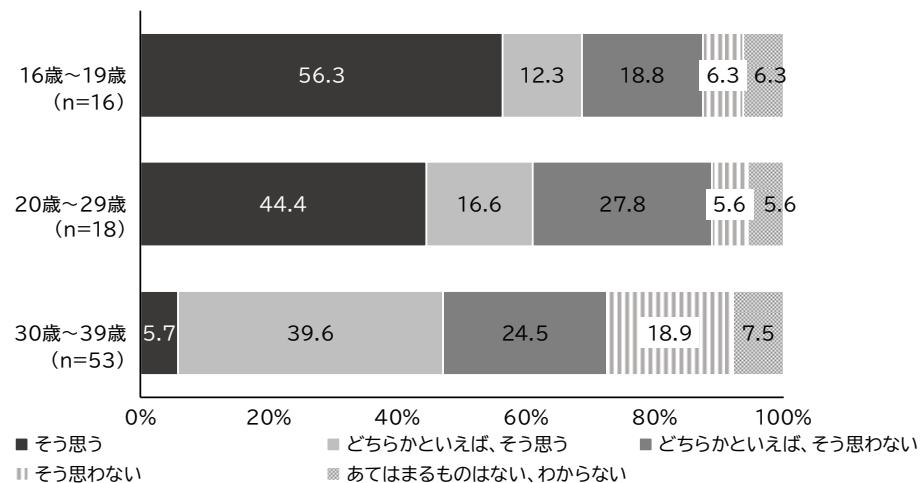
「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設等）」が居場所になっているかを年代別にみると、20 歳～29 歳では「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計が 77.8% となっています。しかし、16 歳～19 歳では 43.8%、30 歳～39 歳では 52.8% となっています。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

## ②インターネット空間

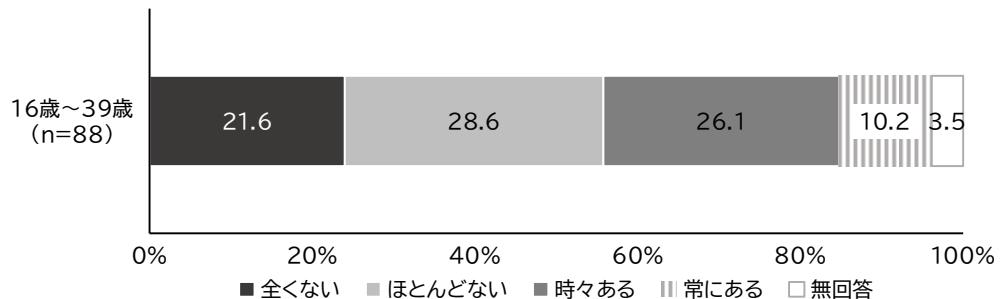
「インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲーム等)」が居場所になっているかを年代別にみると、16 歳～19 歳では「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計が 68.6%、20 歳～29 歳では 61.0%、30 歳～39 歳では 45.3% となっており、年代が低いほど居場所であると思う若者が多いことがうかがえます。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

## (4)孤独感について

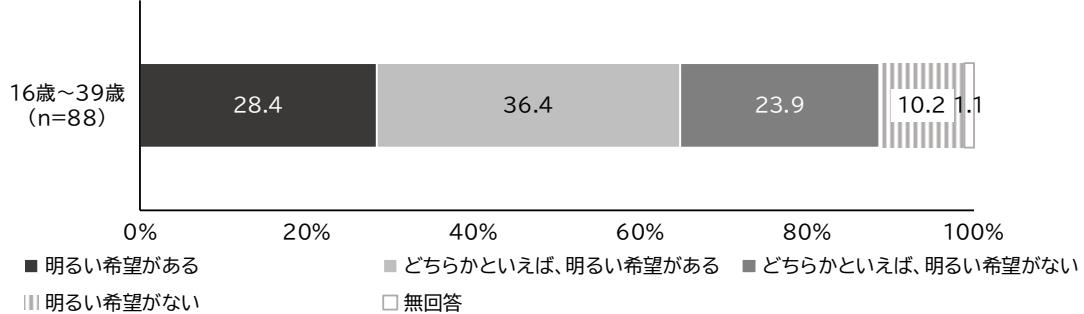
町内の 16 歳～39 歳の方に「自分は孤独だと感じことがあるかどうか」聞いたところ、全体では「ほとんどない」が 28.6% と最も高く、次いで「時々ある」が 26.1%、「全くない」が 21.6% となっています。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

## (5)将来への希望について

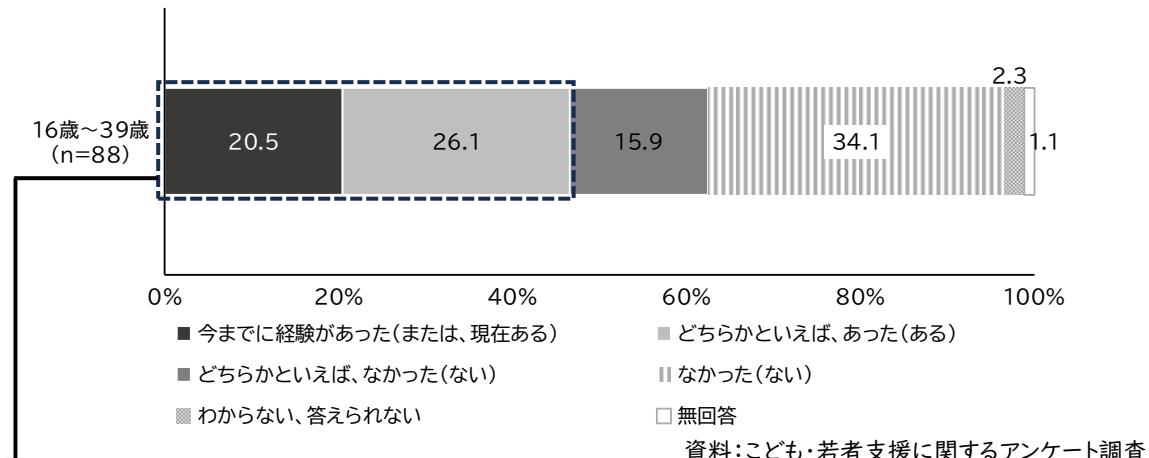
町内の 16 歳～39 歳の方に「自分の将来について明るい希望を持っているかどうか」聞いたところ、全体では「どちらかといえば、明るい希望がある」が 36.4% と最も高く、次いで「明るい希望がある」が 28.4%、「どちらかといえば、明るい希望がない」が 23.9% となっています。



資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

## (6)社会生活について

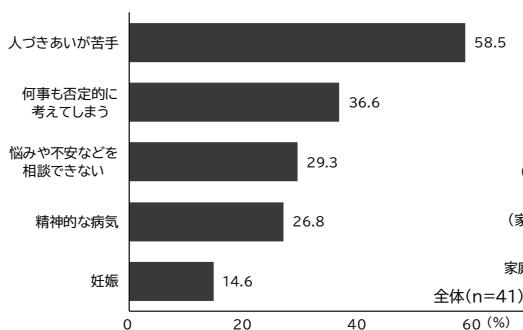
町内の16歳～39歳の方に今までに、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験、または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況にあるかどうか」聞いたところ、「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計が約5割となっています。



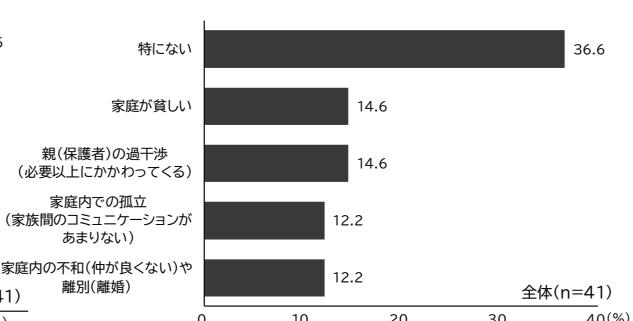
資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験が「ある」方に対し、原因を聞いたところ、「自分自身について」は、「人づきあいが苦手」が最も高く、次いで「何事も否定的に考えてしまう」「悩みや不安などを相談できない」となっています。「家族・家庭について」「仕事・職場について」「学校について」では、いずれにおいても「特にない」が最も高くなっています。

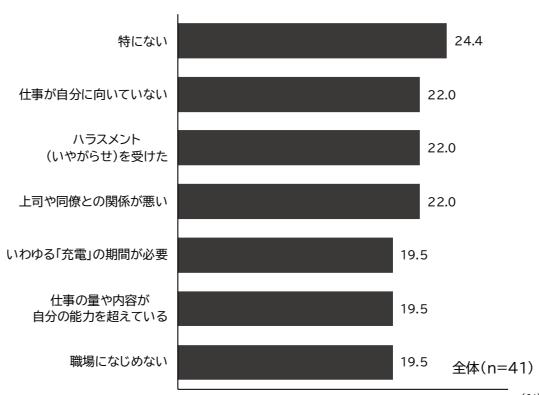
### ■自分自身について



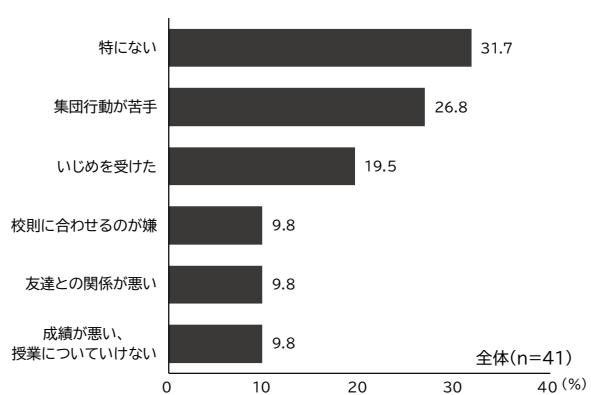
### ■家族・家庭について



### ■仕事・職場について

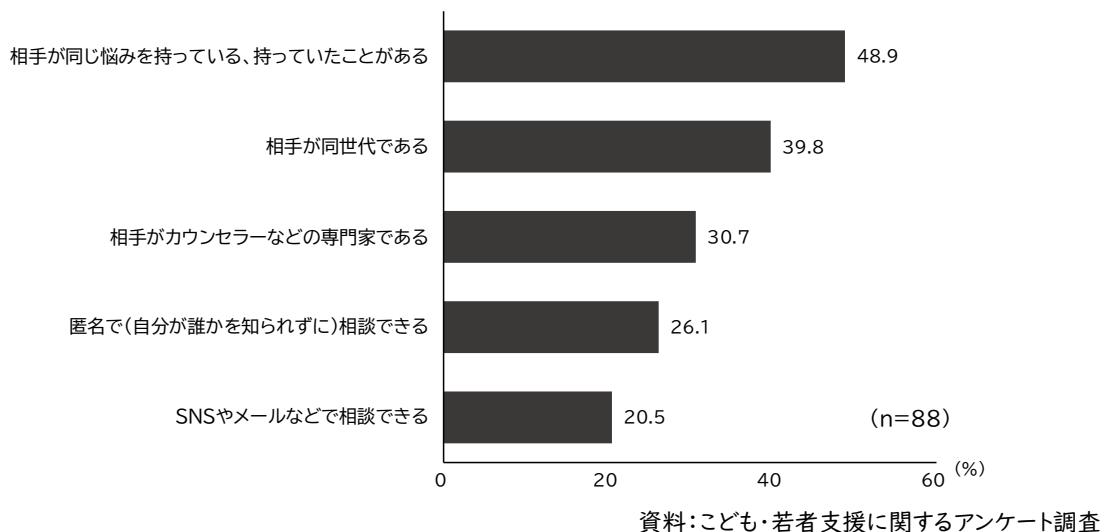


### ■学校について



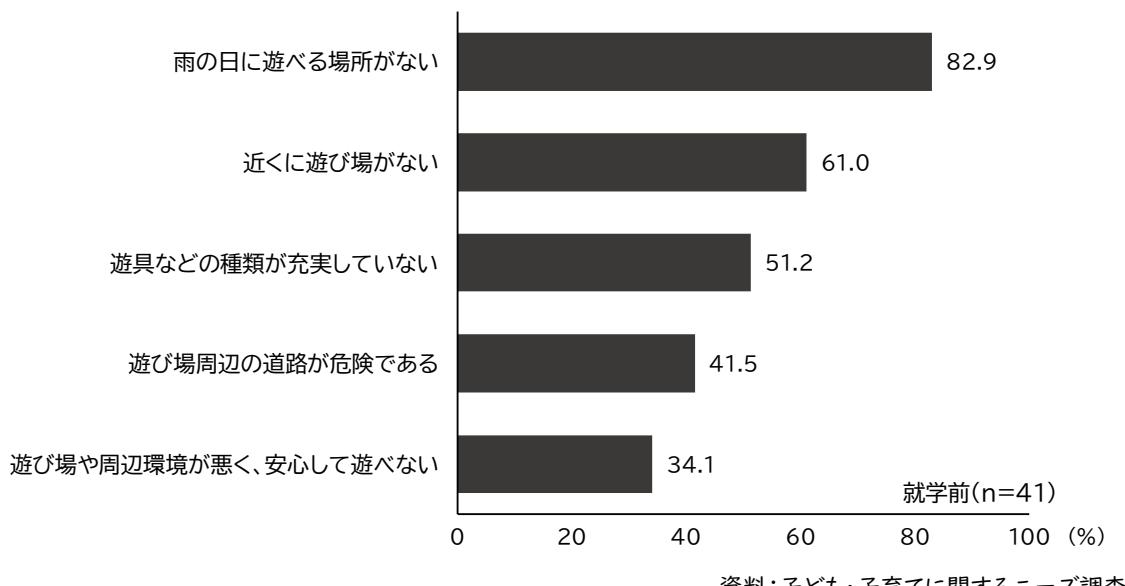
資料:こども・若者支援に関するアンケート調査

町内の16歳～39歳の方に「社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら相談したいと思うか」聞いたところ、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が48.9%と最も高く、次いで、「相手が同世代である」、「相手がカウンセラーなどの専門家である」となっています。



## (7)子育てについて

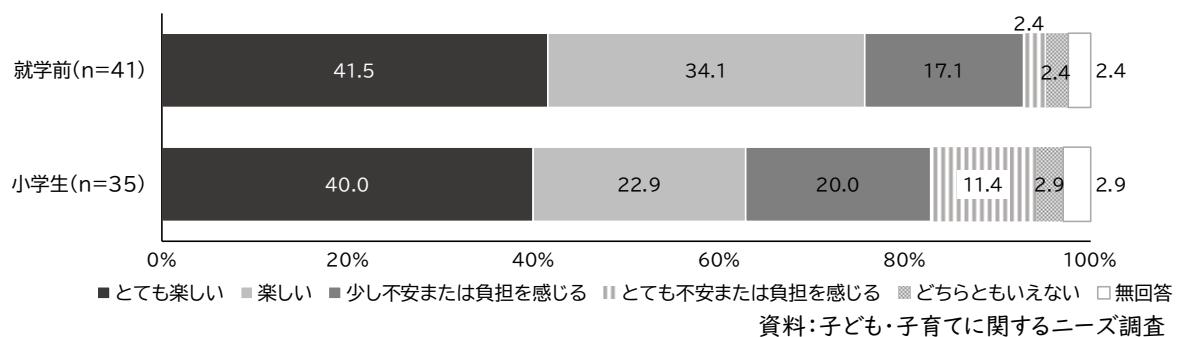
町内の就学前児童の保護者と小学生の保護者に「就学前の子について遊び場で困ること」を聞いたところ、「雨の日に遊べる場所がない」が 82.9%と最も多く、次いで「近くに遊び場がない」が 61.0%、「遊具などの種類が充実していない」が 51.2%、「遊び場周辺の道路が危険である」が 41.5%、「遊び場や周辺環境が悪く、安心して遊べない」が 34.1%と続いています。



資料:子ども・子育てに関するニーズ調査

子育てに関する気持ちについて、就学前は「とても楽しい」が 41.5%と最も多く、次いで「楽しい」が 34.1%、「少し不安または負担を感じる」が 17.1%と続いています。

小学生は、「とても楽しい」が 40.0%と最も多く、次いで「楽しい」が 22.9%、「少し不安または負担を感じる」が 20.0%、「とても不安または負担を感じる」が 11.4%と続いています。

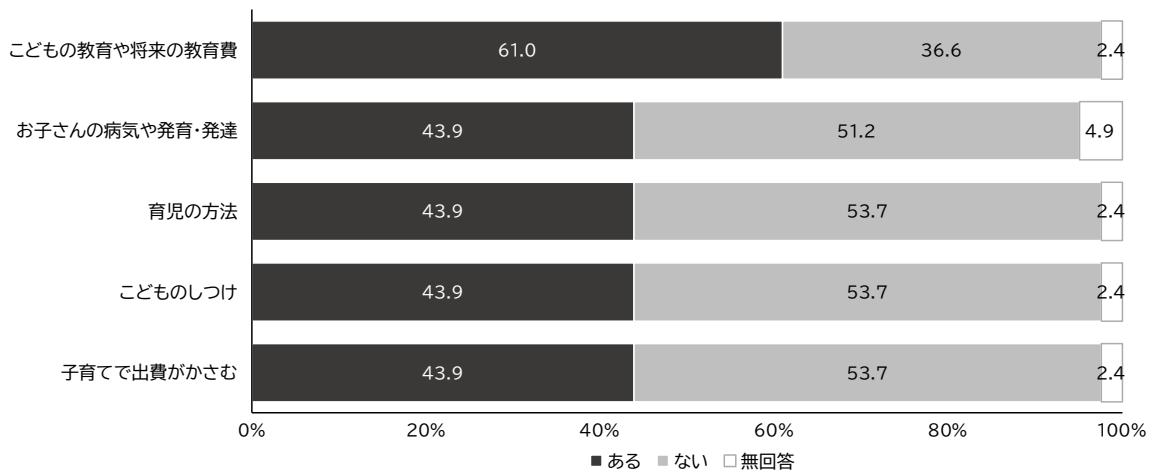


資料:子ども・子育てに関するニーズ調査

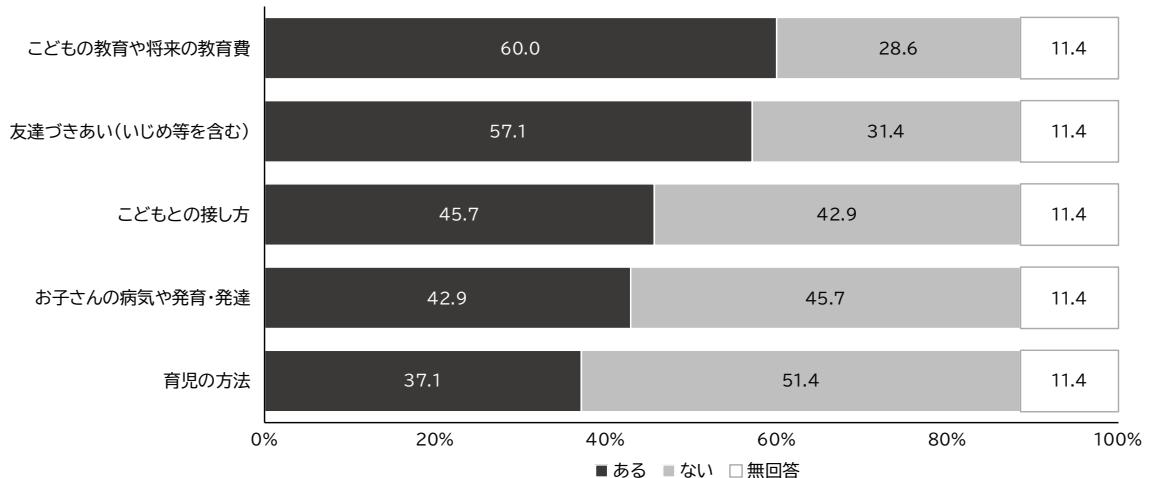
就学前の子を育てる悩みや不安については、「子どもの教育や将来の教育費」が 61.0%と最も高く、次いで「お子さんの病気や発育・発達」「育児の方法」「子どものしつけ」「子育てで出費がかさむ」の順となっています。

小学生の子を育てる悩みや不安についても、「子どもの教育や将来の教育費」が 60.0%と最も高く、次いで「友達づきあい(いじめ等を含む)」「子どもの接し方」「お子さんの病気や発育・発達」「育児の方法」の順となっています。

就学前(n=41)



小学生(n=35)



資料:子ども・子育てに関するニーズ調査

# 第3章 こども計画の方向性

## 1. 基本理念

国のことども大綱では、目指す社会のすがたとして「こどもまんなか社会～全てのことども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」が示されています。

また、本町の最上位計画である「第6次伊根町総合計画」では、「みんなで創る ええまち」を目標像としており、「第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画」においては、「こどもが健やかに生まれ、明るく希望を持ってのびのびと育つまち」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

本計画においては、上記のような、本町のこれまでの流れや、上位計画の方向性、また国を目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、本町のことども・若者施策を推進するうえでの共通理念として「第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画」と同様に、「こどもが健やかに生まれ、明るく希望を持ってのびのびと育つまち」を基本理念として定め、計画の推進を図ります。

### ■国のことども大綱における目指す社会のすがた

**こどもまんなか社会**

～全てのことども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

### ■第6次伊根町総合計画における目標像

**みんなで創る ええまち**

### ■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

**こどもが健やかに生まれ、明るく希望を持ってのびのびと育つまち**

### ■本計画の基本理念（「第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画」との共通理念）

**こどもが健やかに生まれ、**

**明るく希望を持ってのびのびと育つまち**



## 2. 基本的な視点

本計画においては、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者に係る各種施策に取り組みます。

### 視点(1) こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、子どもの権利を正しく理解し、こども・若者の声に耳を傾ける姿勢を持ち、地域全体で子どもの権利を守っていくという視点が大切です。

### 視点(2) 誰もが希望をかなえられる社会の構築

どのような環境にあっても、本町で生まれ育つこども・若者一人ひとりが、自らの可能性を信じて夢や希望に向かって努力・挑戦できるような社会を目指すという視点が大切です。

### 視点(3) こども・若者の安全・安心の確保

社会全体でこども・若者を温かく見守るとともに、育ちや成長を応援する機運を醸成し、子育てをする人やこども・若者が安心して暮らせるまちづくりを進めていく視点が大切です。

### 3. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

#### 基本目標1 こどもの権利を守るまち

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、こどもの権利についてすべての大人に対して広く周知を行い、こども・若者の声に耳を傾け、地域全体でこどもの権利を守る取組を進めます。

また、地域全体で、いじめや児童虐待等のこどもの人権侵害を防ぐことができるよう、情報提供や啓発活動とともに、こどもの見守りや相談支援を推進します。

#### 基本目標2 こども・若者が希望持てるまち

こども・若者が持続可能な社会の創り手となることや、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望持てるような社会環境づくりを進めます。

また、こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長するとともに、自らの「生きる力」を養うことができるよう、多様な交流・体験機会の充実や、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

#### 基本目標3 安心してこどもを生み育てられるまち

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、こどもが健やかに育つための安全な環境を整備し、子育てをする保護者が安心して利用できる相談・支援体制の充実を目指します。

#### 基本目標4 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるまち

こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える機運を醸成し、地域による子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、家庭・地域・行政で連携してこどもを育てる環境づくりを整備します。

## 4. 施策の体系

基本理念

基本的な視点

取組内容

こどもが健やかに生まれ、明るく希望を持ってのびのびと育つまち

(1) こども・若者の安全・安心の確保  
(2) 誰もが希望をかなえられる社会の構築  
(3) こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

### 基本目標1 こどもの権利を守るまち

- (1) 情報提供・啓発活動の推進
- (2) こども・若者の意見を反映させた地域づくり
- (3) こども・若者を見守り、支える地域づくり
- (4) こどもの人権の尊重

### 基本目標2 こども・若者が希望を持てるまち

- (1) 未来を担うこども・若者への支援
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 学校教育の充実
- (4) こどもの居場所・活動・体験の充実

### 基本目標3 安心してこどもを生み育てられるまち

- (1) 安全・安心のまちづくり
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) 子育て支援体制の充実
- (4) 教育・保育サービスの充実

### 基本目標4 こども・若者の健やかな成長を 地域全体で支えるまち

- (1) 包括的な支援体制の構築
- (2) 母子の健康増進に向けた支援
- (3) 地域における子育て支援活動の推進

# 第4章 具体的な施策

## 1. 施策の展開

基本目標を達成するため、以下のとおり具体的な施策・事業を推進します。

### 基本目標Ⅰ こどもの権利を守るまち

#### 〈現状と課題〉

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、保護者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- こども・若者等の意見の取り入れについては、校則や進路選択、居場所づくり等、様々な場面で当事者であるこども・若者の意見を聴いたり、話し合ったりできる機会の充実が重要です。
- 本町においても、あらゆる場面で当事者等の意見を聴く機会の充実や、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか社会」の基盤をつくっていくことが重要です。

#### (1)情報提供・啓発活動の推進

広報やホームページ、母子手帳アプリ等を活用し、子育てに関する意識の啓発を行うとともに、事業・制度やイベント等の子育て情報を分かりやすく発信し、家庭や地域全体での子育て支援を促進します。

##### ①子育て意識の啓発

広報やホームページ、いねばん等を活用して子育てに関する啓発を行い、その意識の高揚に努めます。

##### ②子育て情報の発信

広報やホームページ、母子手帳アプリ等を活用して、子育てに関する事業・制度やイベント情報等を積極的に提供します。

#### (2)こども・若者の意見を反映させた地域づくり

こども・若者の意見をまちづくりに反映するため、こども・若者からの意見聴取に取り組みます。

##### ①こども・若者の意見を聴く機会

こども・若者支援施策の実施にあたって、こども・若者からの意見聴取に取り組みます。

### (3)こども・若者を見守り、支える地域づくり

要保護児童やその家族、特定妊婦等への支援を目的に、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関の連携体制を構築し、適切な保護や支援策を講じます。

#### ①こどもへの権利侵害対策の充実

要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関によるネットワークの連携を図り、要保護児童の適切な保護、要保護・要支援児童とその家族や特定妊婦等への適切な対策を実施します。

#### ②SOSの出し方教育の推進

家庭・社会環境による影響を受けた児童生徒が、自らの思いや悩み等についてSOSが出せるような支援体制を構築し、SOSの出し方や生命の大切さについて考えることができるよう支援を図ります。

#### ③こども・若者の自殺対策の推進

こども・若者を対象とする広報啓発を実施し、生命の大切さについて理解が深まるよう努めます。また、身近なSNS等を活用した広報を実施します。

### (4)子どもの人権の尊重

児童虐待防止を目的に、子どもの権利擁護に関する意識啓発や情報提供に取り組みます。

#### ①児童虐待防止に関する周知・啓発

オレンジリボンの着用や児童虐待防止研修会の開催を通じて児童虐待防止の啓発に努めます。

#### ②家庭における児童虐待の防止

産後ケアや養育支援訪問事業、こども誰でも通園制度等を通じて、育児不安や負担の軽減に向けた相談支援やこどもの一時預かりに取り組み、家庭における児童虐待の未然防止を図ります。

#### ③ヤングケアラーの把握

要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関によるネットワークの連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や現状の把握に努め、支援につなげます。

## 基本目標2 こども・若者が希望を持てるまち

### 〈現状と課題〉

- 若者（16～39歳）へのアンケート調査によれば、本町のこども・若者支援の充実で期待することとして「学校以外の居場所の充実」や「若者同士の交流機会の充実」が上位となっています。
- 子どもの個性や能力を伸ばし『生きる力』を育むために、本町の自然を活かした学習機会や、多様な遊び・体験の機会の充実が重要です。
- 若者の希望するライフデザインの実現に向け、就労や結婚、住宅取得に係る支援が重要です。

### （1）未来を担うこども・若者への支援

若者の希望するライフデザインの実現に向けて、就労や結婚、住宅取得に係る支援に取り組むとともに、本町における活力の維持に向けた農業・漁業への就労支援に関係機関との連携のもと取り組みます。

①職場体験の充実
中学校期における様々な職場での体験活動を推進することにより、児童生徒の「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう支援します。
②第一次産業への就業支援
京都府との連携のもと、農業・漁業等の第一次産業への就業支援に取り組みます。
③結婚への支援事業の実施
適切な出会いの機会の創出・後押し等の結婚支援、ライフデザインを構築するための情報提供等を図り、結婚しやすい地域づくりに向けた環境整備に取り組みます。
④若者世代の定住・移住促進
若者世代の本町への定住・移住を促進するため、定住促進住宅（単身者向け・ファミリー向け）の供給のほか、住宅の新築・購入や空家の改修等に要する費用の助成に取り組みます。

### （2）家庭や地域の教育力の向上

家庭教育の支援や世代間交流の促進を目的に、関係機関と連携して保護者への情報提供や学習支援を行うとともに、地域行事やレクリエーションの継続的な実施を支援します。

①イベント開催
地域のこどもや高齢者による世代間、異年齢間の交流ができるよう、様々な行事やレクリエーション、催事の継続的な実施に向け、必要な支援を行います。
②コミュニティ・スクールの推進
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を通じて学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

### (3)学校教育の充実

児童生徒の個性や能力を伸ばし『生きる力』を育むため、学校・家庭との連携を図りつつ、学力・心・体のバランスの取れた成長を支援します。また、安心安全な保育・教育環境の整備や、保育所から小・中学校への円滑な接続にも取り組みます。

①学力の向上
学校・家庭等と連携して、児童生徒の個性や能力を伸ばし、学力の向上・充実を図ります。
②心の教育の充実
『生きる力』を支えるため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素がバランスよく育まれるような環境の整備・充実を図ります。
③地域の文化、歴史に関するふるさと学習の推進
中学校で取り組む「伊根学(ふるさと学習)」として本町の自然・文化・歴史・産業等を体験活動(職場、福祉、定置網体験等)や探究活動(地域の歴史、文化等)を通して学び、生きて働く力、「生きる力」を育成し、知・徳・体の調和のとれた発達を図ります。
④保育・学校施設の環境整備
安心安全な保育・教育環境の確保に向けた施設の環境整備を図ります。
⑤保育所と小・中学校の接続
子どもの生活・育ちの連続性を大切にし、保育所から小学校等への円滑な接続ができるよう、子ども同士や保育士・教諭等の交流を推進します。
⑥外国語教育の充実
外国語(英語)学習の指導助手により、小学校では、英語学習に慣れ親しむことで英語への興味、学習意欲の育成に努め、中学校では生徒が生の英語に触れる学習環境の整備等児童生徒の学習意欲の向上、学習機会の充実を図ります。
⑦ICT教育・情報教育の推進
今後のデジタル化のさらなる進展や変化を見据えて、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末を活用した情報教育に取り組むとともに、小・中学生向けプログラミング教室等を開催します。
⑧特別支援教育の推進
障害により特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対し、一人ひとりに応じた特別支援教育に取り組みます。また、特別支援教育に従事する教員の資質向上に向けた取組を推進します。

## (4) 子どもの居場所・活動・体験の充実

地域住民や各機関と連携し、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が交流できる機会や体験活動を推進するとともに、スポーツ環境や読書環境の充実、学校施設の開放、居場所づくり、そして小・中学生を対象に、英語検定や漢字検定の検定料助成等、多面的にこども・若者の健やかな成長を支援します。

①地域活動の推進
保育所や学校の行事等を通して、乳幼児や小・中学生、高齢者等とのふれあいや交流を図ります。
②ボランティア活動の推進
社会福祉協議会等と連携し、児童生徒のボランティア活動を促進します。
③地域コミュニティ活動の推進
各地区コミュニティ協議会等と連携し、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動に触れる機会を創出し、世代を越えて交流できる関係づくりを推進します。
④地域少年少女スポーツクラブ活動の推進
スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
⑤読書活動の充実
こどもや保護者が読書に親しめるよう、読書環境の充実に努めます。また、伊根の杜やコミュニティセンター図書室において、快適な空間の提供や新刊図書等の充実を図ることができるよう取り組みます。
⑥学校施設等の開放
地域住民とこどもたちとの交流やふれあいの場として、学校施設（体育館、グラウンド）やコミュニティセンター等の社会教育施設を開放します。
⑦こども・若者が安心して過ごせる機会づくり
こども・若者等が安心して過ごせるよう、居場所の充実や遊びの機会づくりに努めます。
⑧各種検定料の助成
小・中学生を対象に、英語検定や漢字検定の受検に対して、検定料の3分の1を助成します。

## 基本目標3 安心してこどもを生み育てられるまち

### 〈現状と課題〉

- 学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であるため、様々な状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが重要です。
- 保護者へのアンケート調査によれば、子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援について「医療費の軽減」、「保育料や学校費用の軽減」が高い割合を示しています。子育て家庭の経済的支援やきめ細やかな子育て支援サービスの体制整備等、本町でこどもを育てたいと感じてもらえるような多面的な支援が重要です。
- 妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- 地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行等、出産・子育てを取り巻く環境が変化しています。産前産後の妊産婦の孤立・孤独の防止に向けた取組の充実が必要です。
- 不登校児童生徒が全国的に増加しています。不登校の要因は友人関係や家庭環境、学校に関わること等様々であり、一人ひとりの状況を踏まえて対応を進めていく必要があります。

### (1)安全・安心のまちづくり

地域住民・行政・関係機関等が連携し、防犯灯の整備や情報共有を通じて、地域ぐるみで犯罪や事故の未然防止に取り組みます。

①交通安全運動等の推進(こども見守り活動)
スクールガードリーダー、こどもの安全を守る連絡会等と連携した登下校等の見守りを進めます。
②交通安全対策の推進
児童生徒の通学時の交通安全を確保し、通学路等での交通事故を防止するため、「伊根町子どもの移動経路及び通学路等の安全推進協議会」が中心となり、危険箇所の把握を進めるなど、交通安全対策に向けた取組を進めます。
③公共施設の子育てバリアフリーの推進
公共施設における段差解消やベビーベッド配置等の子育てのバリアフリー化を進めます。
④青少年教育の推進
青少年の体験活動、こどもの読書活動、青少年を取り巻く有害環境対策に取り組みます。

## (2)子育て家庭への経済的支援

保育料負担額の軽減・減免や給食費の無償化、学用品・修学旅行費の補助、医療費無償化等、多様な経済的支援を通じて、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるとともに、子どもの貧困対策に資する取組を進めます。

①お子さまたんじょう祝金の交付
子どもの誕生にあたって祝金を交付し、健全な育成と子育て家庭を支援します。
②妊婦のための支援給付金の支給
全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てをできるよう、妊娠期からの伴走型相談支援に取り組むとともに、出産・子育て応援給付金を支援します。
③育児支援金の支給
全ての家庭が安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減を目的に、3歳未満の未就園児を養育する家庭に対し育児支援金を支給します。
④保育料負担額の軽減・減免
保育所を利用する保護者が負担する保育料について、第1子から無料とします。
⑤給食費の無償化
保育園児、小・中学生の給食費を無償化します。
⑥教育費の無償化
小・中学校が行う教育活動の一環で必要となる教材を支給します。
⑦下宿費等補助
高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校の第1学年から第3学年までに在学する子どもが町外に下宿する場合の下宿費等を補助します。
⑧修学旅行費の無償化
小・中学校が行う修学旅行費を無償化します。
⑨就学援助費の支給
経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学用品費やクラブ活動費等を支給します。
⑩こども医療費の無償化
乳幼児から高等学校在学年齢相当の方までの医療費を無償化します。
⑪児童手当の支給
高校卒業前の子どもを持つ家庭に児童手当を支給します。
⑫児童扶養手当の支給
ひとり親世帯等に所得の状況に応じて児童扶養手当を支給します。
⑬特別児童扶養手当の支給
障害のある児童を持つ家庭に所得・障害の状況に応じて特別児童扶養手当を支給します。
⑭障害児福祉サービス利用負担額の無償化
満3歳になって初めての4月1日から3年間、通所支援事業の利用負担を無償化します。
⑮ひとり親家庭奨学金支給事業
京都府が行うひとり親家庭奨学金支給事業について、必要な家庭が適切に利用できるよう、事業の周知を図ります。

### (3)子育て支援体制の充実

子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの提供に努めます。また、子どもの健やかな成長に向けた保健指導等に取り組みます。

①育児相談
ぽれぽれ相談日・離乳食教室・年中児発達サポート事業等において相談を受けるとともに、乳幼児・保育園児の発達チェックと保健指導を行います。
②保健師家庭訪問
新生児及び乳幼児期、また妊娠婦を対象とした家庭訪問による保健指導を行います。
③一時預かり等の実施
パート等の就労や病気等による緊急時、育児疲れ等のリフレッシュのために一時保育を行います。また、病児保育や子ども誰でも通園制度等、多様なニーズに応じた預かり体制の確保に努めます。

### (4)教育・保育サービスの充実

様々な機会を通じて子育て相談に取り組むとともに、学校等と連携した相談体制の充実を図ります。また、保育サービスの質の向上に向けた保育士等の研修受講を推進します。

①保育所職員研修の充実
保育士等が必要とする研修への参加を促進し資質の向上を図ります。
②保育所の相談機能の充実
入所児童の全保護者を対象とする定期的な個別面談に加え、地域のより身近な相談拠点として、随時、子育て相談を行います。
③学校の相談機能の充実
子どもの教育・進路相談や、不登校に関する相談等、多様な相談への対応体制の充実に向けて、各学校の生徒指導部、教育相談部、伊根町教育支援委員会、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、スクールカウンセラー等との連携を強化します。
④保育所と小・中学校の接続（再掲）
子どもの生活・育ちの連続性を大切にし、保育所から小学校等への円滑な接続ができるよう、子ども同士や保育士・教諭等の交流を推進します。
⑤年中児発達サポート事業
年中児を対象にアンケート調査・発達の状況観察を行い、支援の必要な子どもに対して、園巡回支援（園長・担任保育士・保健師・臨床心理士等）、個別の育児相談・個別支援を行います。また、年長・年中クラス園児を対象として SST（ソーシャルスキルトレーニング）事業を実施します。

## 基本目標4 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるまち

### 〈現状と課題〉

- こどもの将来にわたるウェルビーイングのために最も重要な時期である誕生後から乳幼児期にかけて、親子の愛着形成やこどもの健康増進に資する取組が重要です。
- 教育・保育施設や地域との連携により、こどもや子育て家庭の孤立防止に取り組むことが重要です。
- 本町の豊かな自然資源等を活かし、体験活動や食育の充実に取り組むことが重要です。
- 子育て世帯が希望するワーク・ライフ・バランスの確保や男女共同参画の実現に向け、地域全体での意識の醸成が重要です。

### (1)包括的な支援体制の構築

妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談・支援を提供するとともに、子育て家庭の居場所づくりに取り組みます。また、障害のあるこどもに対し、福祉・教育の両面からの支援を推進します。

①子育て世代包括支援センターの運営
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな相談・支援を提供します。
②子育て支援センターの運営
親同士が安心してつながり、育ち合える関係になるための居場所づくりを目指して、地域の子育て家庭に交流の場を提供し、保健師による発育相談や子育て相談、講演会等を開催し支援を行います。
③障害児福祉サービスの充実
障害児福祉計画に基づき、各種障害児福祉サービス等の提供・充実を図ります。
④発達障害児等の児童生徒への支援
発達障害のある児童生徒に教育支援員を配置し、適切な指導・支援を行います。
⑤医療的ケア児への支援
広域(障害福祉圏域)での連携のもと、医療的ケア児への支援体制の充実に向けた取組を進めます。

## (2)母子の健康増進に向けた支援

妊婦と胎児の健康管理やハイリスク妊婦への対応、不妊症・不育症に対する経済的支援等、妊娠期からの支援や、産後ケア等の産後の養育環境の安定に向けた支援に取り組みます。また、乳幼児の健康増進に向け、乳幼児健診の受診勧奨等に取り組みます。

①妊婦健康診査
妊婦と胎児の健康管理のための健診受診体制を整備し、ハイリスク妊婦への適切な対応を図ります。
②妊婦歯科健康診査
妊婦の健康増進と胎児の健全な発育を目的に、母子健康手帳の交付時に妊婦歯科健康診査受診券を配布します。
③不妊に悩む夫婦への支援
不妊に関する心の悩みや不安を解消するため不妊相談の充実を図ります。また、不妊・不育治療に伴う経済的負担の軽減を目的に、不妊症・不育症の治療費用と、通院に要した交通費を助成します。
④新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成
新生児に実施する聴覚検査に要する費用を助成することにより、聴覚検査の普及啓発を進め、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援につなげます。
⑤産後ケア事業
産後の母親の心身の安定と育児不安の解消を図り、安心して子育てができるよう、産後ケアの提供体制を確保するとともに、世帯の状況に応じて利用料を減免します。
⑥産婦健康診査
産後うつの予防や新生児への虐待予防の観点から、産後の初期段階における母子への支援の強化等を行うため、産婦健康診査に係る費用を助成します。
⑦1か月児健康診査
生後1か月頃の乳児の発育状況を確認し、病気や異常の早期発見につなげ、乳児の健やかな育ちの促進を図ります。
⑧乳幼児健康診査
乳幼児の健全な発育・発達を促進し、育児相談や保健指導も含めた個別対応の充実を図ります。
⑨う歯(むし歯)の予防
こどものう歯(むし歯)予防に係る普及啓発を行い、歯科健康診査の実施や乳児期以降学齢期におけるフッ化物を利用した歯質強化を図ります。また、歯科衛生士・保健師・栄養士による集団指導・個別指導を行います。
⑩予防接種事業
感染症の蔓延防止と感染予防に努めるため、アプリ等を通じて対象者への接種勧奨を行います。
⑪養育支援事業
虐待防止の観点から支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業等を通じた支援に取り組みます。
⑫子育て世代包括支援センターの運営(再掲)
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな相談・支援を提供します。

### (3)地域における子育て支援活動の推進

民生児童委員や地域団体と連携し、訪問活動やボランティアによる見守りを通じて子育てを地域で支えるとともに、孤立防止のための関係機関のネットワークの充実を図ります。また、食育等含め、本町の自然を活かした特色ある保育所・学校づくりを推進します。

①民生児童委員との連携
ブックスタートによる新生児家庭への訪問をはじめ、ぽれぽれ、保育所、小・中学校、放課後児童クラブへの友愛訪問等、住民の立場に立って活動する民生児童委員と連携し、子育てを地域で支えます。
②子育て支援団体等の育成
こども・子育てに関わる団体の活動支援や育成を推進します。
③地域住民の力の活用
ボランティアとともにこどもの成長を見守る取組や、地域住民による声かけ(あいさつ)によるこどもの安全を守る取組等により、こどもの学びや成長を支えます。
④子育て支援ネットワークの構築
全ての子育て家庭が孤立しないよう、教育・保健・福祉・民生関係機関によるネットワークを充実します。
⑤乳児期における食育の取組
離乳食教室等を開催し、食と命の大切さを学ぶ等、食育の意識啓発を推進します。
⑥保育所・学校における食育の取組
食生活と健康に関する学習や、地元の食材を活かした地産地消の取組を推進します。給食等を通して、食に関する理解や命の大切さを学び、食を支える方への感謝の気持ちを育てます。
⑦保育所と地域の交流の推進
保育所において中学生や高校生の体験学習を受け入れ、園児と接し理解を深められる機会を提供します。また、園児の思いやりの心を育むため、祖父母や地域の方と交流する等地域に開かれた取組を進めます。
⑧ブックスタートの実施
親子のふれあいによる心の安定や家族の時間をより豊かにするため、民生児童委員を通じて絵本をプレゼントします。
⑨特色ある保育所・学校づくり
海や山等豊かな自然を活かし、小規模ならではの(異年齢での)育ちあいや、こどもに寄り添った(こども主体の)特色ある保育所・学校づくりに取り組みます。
⑩放課後児童健全育成事業の充実
小学校の放課後や長期休暇に児童を預かる放課後児童健全育成事業について、伊根放課後児童クラブと本庄放課後児童クラブにおける継続したサービス提供を行います。
⑪仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
子育てにやさしい地域づくりに向けて、育児休業制度等の普及や男性の家事・育児参加、職場の理解を深める啓発活動を行います。
⑫男女共同参画への意識づくり
男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施と、様々な啓発活動を行います。

## 2. 成果目標一覧

本計画において次の数値目標を掲げます。

項目	実績値	目標値
「今の自分が好きだ」と感じることも・若者の割合 (子ども・若者支援に関するアンケート調査結果より)	64.8%	上昇
「自分は、今、幸せだと感じる」ことも・若者の割合 (子ども・若者支援に関するアンケート調査結果より)	77.2%	上昇
「自分の将来について明るい希望がある」ことも・若者の割合 (子ども・若者支援に関するアンケート調査結果より)	64.8%	上昇
子育てに関する気持ちについて「楽しい」と思う保護者の割合 (子ども・子育てに関するニーズ調査より)	就学前 75.6% 小学生 62.9%	上昇
「自分は孤独だと感じることがある」子ども・若者の割合 (子ども・若者支援に関するアンケート調査結果より)	36.3%	低下
妊婦健康診査の受診率	100.0%	維持
乳児前期健診受診率	100.0%	維持
乳児後期健診受診率	100.0%	維持
1歳半健診受診率	100.0%	維持
3歳児健診受診率	100.0%	維持

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 庁内および関係機関・団体との推進体制

本計画の実施にあたっては、各種計画等との整合性を図るとともに、関係機関・団体との連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

庁内の横断的な「子ども・子育て会議」を設置し、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

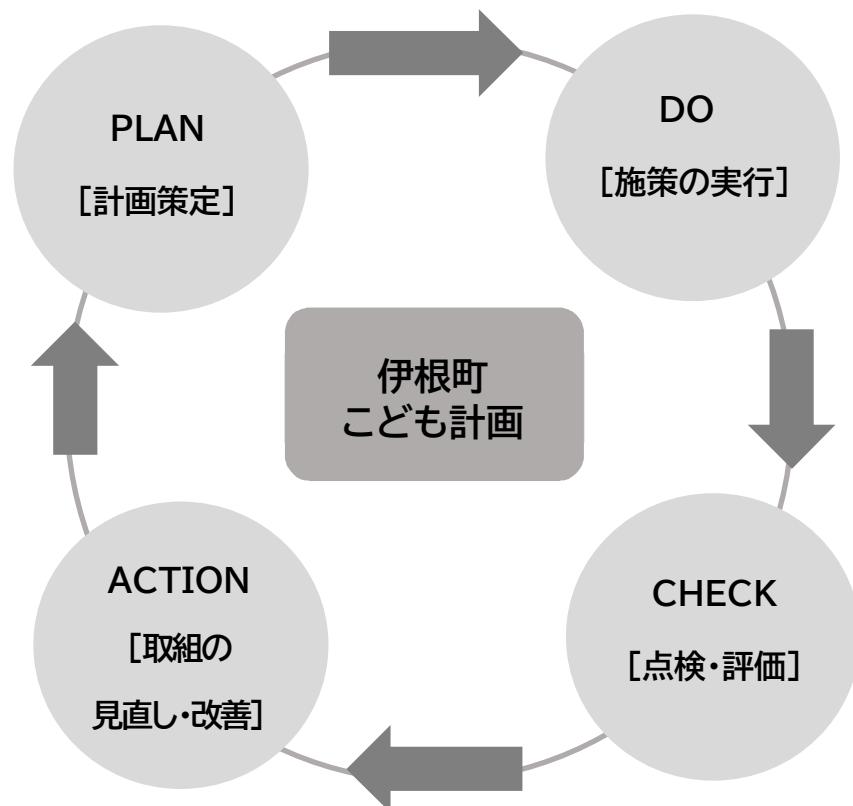
## 2. 住民への情報の公開

本計画の実施状況等に係る情報を、広報紙やホームページ等において公開し、町民の理解と協力を得られる体制を整備します。

## 3. 計画の点検・評価

本計画については、下記の図の PDCA サイクルに基づき進行管理を行います。

また、計画に定めた「量の見込み」や「確保量」が実際の状況と大きく乖離した場合には、見直しを行います。



# 資料編

## 1. こども大綱について

### (1) こども大綱の概要

#### こども大綱とは

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定めたものであり、令和5年12月22日に閣議決定されたものです。

#### こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にいかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をめざすものです。

#### こども施策に関する重要事項

市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。また、こども施策に関する重要事項として以下が示されています。

##### (1) ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 子どもの貧困対策
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組 など

##### (2) ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
  - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
  - ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 など
- 学童期・思春期
  - ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
  - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 など
- 青年期
  - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 など

## 2. こども大綱と本町における取組

こども大綱が示す「こども施策に関する重要事項」に基づく、本町の主な取組・事業内容は以下のとおりです。

### (1) ライフステージを通じた重要事項

こども大綱における重要事項	本町における取組
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもへの権利侵害対策の充実 ○SOSの出し方教育の推進 ○児童虐待防止に関する周知・啓発 ○家庭における児童虐待の防止
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○職場体験の充実 ○イベント開催 ○地域活動の推進 ○ボランティア活動の推進 ○地域少年少女スポーツクラブ活動の推進 ○読書活動の充実 ○学校施設等の開放
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	○こども医療費の無償化 ○育児相談 ○保健師家庭訪問 ○年中児発達サポート事業 ○新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成 ○1か月児健康診査 ○乳幼児健康診査 ○う歯(むし歯)の予防 ○予防接種事業
(4) こどもの貧困対策	○各種検定料の助成 ○就学援助費の支給 ○児童扶養手当の支給
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	○特別支援教育の推進 ○年中児発達サポート事業 ○障害児福祉サービスの充実 ○発達障害児等の児童生徒への支援 ○医療的ケア児への支援
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○児童虐待防止に関する周知・啓発 ○家庭における児童虐待の防止 ○ヤングケアラーの把握
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組	○SOSの出し方教育の推進 ○こども・若者の自殺対策の推進

## (2) ライフステージ別の重要事項

こども大綱における ライフステージ区分	本町における取組
(1) こどもの誕生前から幼児期 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦健康診査</li> <li>○妊婦歯科健康診査</li> <li>○不妊に悩む夫婦への支援</li> <li>○新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成</li> <li>○産後ケア事業</li> <li>○産婦健康診査</li> <li>○1か月児健康診査</li> <li>○乳幼児健康診査</li> <li>○う歯(むし歯)の予防</li> <li>○予防接種事業</li> <li>○養育支援事業</li> <li>○子育て世代包括支援センターの運営</li> </ul>
(2) 学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラーの把握</li> <li>○職場体験の充実</li> <li>○コミュニティ・スクールの推進</li> <li>○外国語教育の充実</li> <li>○特別支援教育の推進</li> <li>○学校の相談機能の充実</li> </ul>
(3) 青年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こども・若者の自殺対策の推進</li> <li>○職場体験の充実</li> <li>○結婚への支援事業の実施</li> <li>○若者世代の定住・移住促進</li> <li>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</li> <li>○男女共同参画への意識づくり</li> </ul>

### (3)子育て当事者への支援に関する重要事項

こども大綱における重要事項	本町における取組
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お子さまたんじょう祝金の交付</li> <li>○妊婦のための支援給付金の支給</li> <li>○育児支援金の支給</li> <li>○保育料負担額の軽減、減免</li> <li>○給食費の無償化</li> <li>○教育費の無償化</li> <li>○下宿費等補助</li> <li>○修学旅行費の無償化</li> <li>○就学援助費の支給</li> <li>○こども医療費の無償化</li> <li>○児童手当の支給</li> <li>○児童扶養手当の支給</li> <li>○特別児童扶養手当の支給</li> <li>○障害児福祉サービス利用負担額の無償化</li> </ul>
(2)地域子育て支援、家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり等の実施</li> </ul>
(3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</li> <li>○男女共同参画への意識づくり</li> </ul>
(4)ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学援助費の支給</li> <li>○児童扶養手当の支給</li> <li>○ひとり親家庭奨学金支給事業</li> </ul>